

令和8年度 京都市立葛野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。今日さまざまところで教育問題、社会問題ともいべき事案が発生しており、その対応を教育に携わるもの全てで行っていません。即ち、いじめの問題への対応は、全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題といえます。

しかし、その対応については、認知件数の大きな差やいじめ定義の解釈の差など多くの問題を抱えているのが現状です。そのため、国や本市では、いじめに対する指導の基本方針を打ち出し、積極的な認知、いじめ定義の解釈の明確化、組織的な対応の徹底などを図っています。

そこで、本校でも、本方針を策定し、学校の中で、教職員が一体となり「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを「許さない」学校づくりを行うことを通して、本校のめざす学校像に掲げる「心身共に安心安全な場である学校」「子どもたちが明日の登校を楽しみにする学校」を実現していきたいと願っています。

なおこの方針策定にあたっては、「いじめ防止対策推進法」や「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づいて、検討・策定しています。

(2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題です。しかし、そのような深刻な「いじめ」は、どの学校・学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると考えます。

そこで、葛野小学校では一人一人の子どもを徹底的に大切にするという教育理念のもと、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進します。また、以下の行動理念をもって子どもの教育を行います。

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い信念をもちます。
- 教職員の言動が、子どもに大きな影響を及ぼすことを意識しながら指導します。
- いじめられている子どもの立場に立って、共感的に寄り添い組織的に対応します。
- 子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもちます。
- 日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、信頼関係の構築に努めます。
- 学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に情報発信し、学校と家庭、地域との連携を深めます。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 役割・取組内容

- ・ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談窓口の集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・ 「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・ 未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 重大事案への対応
- ・ 「取組評価アンケート」、「いじめ対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・ 未然防止の取組の年間計画の決定
- ・ 個別面談や教育相談の時期や回数の決定

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

ウ 開催時期

毎月第1月曜日を基本とする。
(緊急対応の場合は、構成メンバーも含め、この限りではない。)

エ 児童生徒・保護者への周知方法

友だちの日などの全校集会 学校だより 学校運営協議会

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

学校園の充実 正門横の掲示板の充実（人権にかかわる詩の掲示）
友だちの日の学習における児童の感想の掲示 学級文庫・図書室の整備

イ 授業改善の充実

- ・ 全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・ 校内研究を核とした授業改善。
- ・ お互いの意見を尊重し、一人ひとりが活躍できる学習中の約束やルールを徹底し、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・ 主体的、対話的で深い学びにつながる授業の実施。
- ・ 他教科等とのつながりを意識し、カリキュラム・マネジメントとして行う教育の実施。
- ・ 物事を多面的・多角的にとらえること、相手のよさを認めながら自分の考えをしっかりとつことに重点を置いた授業づくり。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 学校教育全体で行う道徳教育、生き方探究教育を通して、自己決定能力（物事を自分事として捉え、学びをもとに自分の思考を深め、自分のあり方を考えていく力）、自分や他者の生き方、考え方を大切にし合える力を育む。
- ・ 子どもたちが課題を自分事としてとらえ、子どもたちが主体的に考え、議論し、問題解決を行っていく道徳の授業実践。
- ・ 全学年一斉に取り組む「ともだちの日」の設定。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・ 地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 児童会によるあいさつ運動の実施。
- ・ いじめ防止に向けた標語づくり。
- ・ 宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・ 学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・ 総合的な学習の時間「共に生きる」の充実により、お年寄りや障害のある方など、様々な「人」との出会いを通して、より良く共に生きていこうとする実践的態度の基礎を培う。

オ 児童同士の絆づくり

- ・ 異学年集団「たて割り活動」の充実を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力を育成する。
- ・ 学級活動や部活動を通して、自分も他者も大切にすることを育む。
- ・ 毎週火曜日は35分間の「ロング昼休み」とし、子どもたちが遊びの中で自然とつながり、人間関係を深める機会とする。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・ 日々の授業の中での言葉かけ、話の聞き方、接し方等、教師そのものが模範となる生き方・考え方を示していく。
- ・ 担任だけでなく、全教職員があたたかな眼差しの中で一人ひとりの子どもを徹底して大切にしていける空気で満たしていく。
- ・ 学級通信等での発信を有効に活用していく。

キ その他

- ・ 評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

全教職員で全校児童をあたたく見守っていく。日常的に子どもに共感的に寄り添い、声に耳を傾け、わずかなサインも見逃さないようにする。とりわけいじめの疑いやいじめに関する事案に関しては、教職員間で密に連携をとり、組織として情報を共有し、対応を行っていく。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

・ いじめアンケートやクラスマネジメントシート

- ・ 学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・ クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

・ 教育相談など

- ・ アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・ 教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・ S C、SSWとの連携による教育相談

・ 相談体制の整備

- ・ 定期的な個人懇談会、必要に応じた家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・ 定期的な「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

・ その他

- ・ 登校、休み時間、掃除中などの児童の見守りの実施。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

いじめアンケートやクラスマネジメントシート等の結果分析を丁寧に行い、いじめやいじめの疑いがある事案、さらにはいじめにつながりうる事案に関して丁寧に聞き取りを行っていき、未然防止や早期発見、積極的認知に努める。いじめ対策委員会を中心として組織として情報を共有し、組織として対応を迅速かつ丁寧にすすめていく。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・ 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・ 組織的な対応。
- ・ 重大事態の防止。
- ・ 被害児童の保護・支援を最優先に考えた対応。
- ・ 加害児童への責任ある指導。
- ・ 保護者との連携。
- ・ 学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・ 教育委員会への報告・警察との連携。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 ≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・ 学習環境の整備
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 児童生徒同士の絆づくり
- ・ 授業改善
- ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・ アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対 応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指 導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によっては、この限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ インターネットを通して行われるいじめの特性（外部から見えにくい、プライバシーに関する情報が拡散すると消去が困難である、匿名性が高いため児童が行動に移しやすい）に指導の重点を置いた情報モラルの学習の強化。
- ・ SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・ SNSを使っの「いじめ」対応の事例研修。
- ・ 「ケータイ教室」、警察のスクールサポーターによる「非行防止教室」の実施。
- ・ 家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめ解消の定義は以下の通りである

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- また、上記の定義を満たした後も、当該児童や当該児童を取り巻く人間関係を組織として注意深く見守り、再発防止に努める。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・ 生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・ いじめ事案対処に関する校内研修を行い、教師一人一人のいじめに対する意識の向上を図る。
- ・ いじめ事案ごとの対策委員会の開催。
- ・ 教職員の人権感覚を磨くための校内研修会の実施。

イ 実施時期

- ・ 4月、5月、10月、2月 必要に応じて適宜

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 人権学習、道徳の学習の参観授業・懇談会による保護者への啓発活動。
- ・ 学校HPによる「学校いじめ防止基本方針」や取組状況の発信。
- ・ 学校だよりや学級通信による道徳や人権学習の様子発信
- ・ 「非行防止教室」の実施・取組の情報発信。
- ・ 「ケータイ教室」の実施・取組の情報発信。
- ・ PTA本部役員会、PTA主催の家庭教育学級、学校運営協議会、地域の少年補導会議等での啓発と情報発信
- ・ 京都府警等との連携

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びにその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。

重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- 学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- 調査結果を踏まえた必要な措置。
- 同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。(ただし、感染症対策のため、予定を変更する場合もある。)

月	対策会議や校内研修等	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 (未然防止・早期発見・保護者への発信・関係機関との連携) 生徒指導研修会	学級開き		学級懇談会① 4月始業式で全校児童に周知
5	いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会 生徒指導研修会	ともだちの日 縦割り活動の開始 1年生をおかえる会 6年生修学旅行		憲法月間(学校だよりで啓発) 休日参観
6	いじめ対策委員会③ 道徳の指導法研修会	ともだちの日 あいさつ運動 学校評価 非行防止教室	第1回いじめに関するアンケートの実施(記名式) (早期発見・積極的認知)	学校運営協議会

		葛野ウォークラリー		
7	いじめ対策委員会④ (いじめアンケートの結果・ 情報共有) 学校評価の結果の共有と 今後の取組	ともだちの日 情報モラル教室	クラスマネジメントシ ートの実施(未然防止) 教育相談(随時)	個人懇談会①
8	いじめ対策委員会⑤ 生徒指導・人権に関わる研修 会 いじめ防止プログラムの見直し① 夏季小中合同研修会			
9	いじめ対策委員会⑥ 人権に関わる授業研修	ともだちの日 5年生山の家学習		人権学習の授業参観 学級懇談会②
10	いじめ対策委員会⑦ 生徒指導研修会	ともだちの日 葛野スポーツフェスティバル		
11	いじめ対策委員会⑧ 「いじめ」に特化した研修会②	ともだちの日 ミュージックフェスティバル	第2回いじめに関するア ンケートの実施(記名式) (早期発見・積極的認知)	
12	いじめ対策委員会⑨ (いじめアンケートの結果・ 情報共有) クラスマネジメントシー トの結果 いじめ防止プログラムの見直し②	ともだちの日 人権月間の取組 (人権標語の作成など) ケータイ教室	教育相談(随時) クラスマネジメントシー トの実施(未然防止)	個人懇談会② 人権月間(学校だより で啓発)
1	いじめ対策委員会⑩	あいさつ運動 学校評価		
2	いじめ対策委員会⑪ 生徒指導研修会 学校評価の共有とし年度 への取組について	ともだちの日		新1年入学説明会 (半日入学) 家庭教育学級予定 学校運営協議会
3	いじめ対策委員会⑫ いじめ防止プログラムの見直し③	ともだちの日 6年生を送る会	アンケートの保管	学級懇談会③